

長野県第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）の主な内容

第 12 次からの主な変更点

前文（はじめに）を追加

鳥獣保護管理事業計画策定の趣旨について、記載。

（打越委員からいただいたご意見を反映いたしました）

第 1 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定等

(1) 方針

- ・県土における鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性を確保するために設置する。
- ・地域での農林業被害の実態に則して、指定の必要性について検討する。

(2) 指定等計画

第 12 次計画終了時	第 13 次計画終了時	増減
122 箇所	122 箇所	なし
142, 618ha	142, 618ha	縮小予定

2 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定等

(1) 方針

- ・鳥獣保護区のうち、ニホンジカやイノシシ等の農林業被害が激しい地域を、その鳥獣だけを捕獲できる区域（狩猟鳥獣捕獲禁止区域）に変更し、農林業被害の軽減に努める。
- ・指定期間中において、ニホンジカやイノシシ等の捕獲数、農林業被害、その他自然環境等の状況のモニタリングを実施し、指定効果の評価に留意する。

(2) 指定計画

第 12 次計画終了時	第 13 次計画終了時	増減
8 箇所	8 箇所	なし
6, 180ha	6, 180ha	なし

3 特別保護地区の指定等

(1) 方針

特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域として、対象とする鳥獣の生息地を保護する必要がある地域に指定する。

(2) 指定計画

第 12 次計画終了時	第 13 次計画終了時	増減
12 箇所	12 箇所	なし
8,354ha	8,354ha	なし

4 休猟区の指定

(1) 方針

狩猟鳥獣が減少した地域において、自然繁殖を促進し、狩猟資源の回復を図る必要がある場合に指定する。

(2) 指定計画

計画なし

第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

29 ページ「4 錯誤捕獲への対応」項目を新設

4 錯誤捕獲への対応

(1) 方針

錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、捕獲に際しての錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された個体の識別情報及び捕獲後の処置）の報告を求めるものとする。

また、収集した錯誤捕獲に関する情報のうち、設置場所、時期、構造等の工夫等の好事例については、全県で情報を共有できる仕組みについて検討する。

（福江委員からいただいたご意見を反映いたしました）

(2) クマ類の錯誤捕獲防止

ツキノワグマの生息地において、ツキノワグマ以外の獣種を捕獲する目的でわなを設置する場合は、誤ってツキノワグマが捕獲されることのないように十分配慮する。

特に、県が作成するツキノワグマ捕獲位置図において錯誤捕獲が集中して発生している地域においては、錯誤捕獲件数と「ツキノワグマの生息数」、「生息環境」、「設置したわなの位置・数量」との相互関連、環境整備対策等の実施状況や効果との関連などの評価から、その地域で錯誤捕獲が多発した理由や解決策の考察に取り組むことと

する。また、ニホンジカ（またはイノシシ）の捕獲許可者においては、わなの設置位置（メッシュ位置）・数量の把握に努める。

また、錯誤捕獲の発生を低下させるわなについて、安全性や効果の検証を行い、確認ができれば普及を図ることとする。

(3) 錯誤捕獲防止の指導

わなの適正な使用を徹底することに加え、クマ類やカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、クマ類やカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定等

(1) 方針

銃器に伴う危険の予防、静穏を保持する、わな猟に伴う危険の予防を目的として地域の実情に応じて指定する。

(2) 指定計画

第12次計画終了時	第13次計画終了時	増減
168箇所	168箇所	なし
30,424ha	30,424ha	なし

第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第二種特定鳥獣管理画の作成に関する方針

※第一種特定鳥獣保護計画は当面作成しない。

(1) 対象鳥獣

- ・カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシとする。
- ・上記以外の鳥獣については、被害状況や生息分布の拡大状況などから、特定計画の策定が必要な場合には、検討を行うものとする。

(2) 計画期間

対象鳥獣ごとに検討の上、適切な期間を設定するが、特別な理由がない場合は原則として5年間とする。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
令和4年度	科学的、計画的な	ツキノワグマ	R4～R8	全県
令和5年度	保護管理により地域	イノシシ	R5～R9	全県
令和6年度	個体群を安定的に	ニホンザル	R6～R10	全県
令和7年度	維持しつつ、農林業	カモシカ	R7～R11	全県
令和8年度	被害等の軽減を図る	ニホンジカ	R8～R12	全県

(3) 目標

目標の設定に当たっては、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、生息分布等を見える化した上で、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な目標設定に努める。

目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標の適切なモニタリングを実施するとともに、その評価結果を計画にフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、事業に反映させる。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

46 ページ「5 捕獲個体の活用や処分」項目を新設

5 捕獲個体の活用や処分

(1) 捕獲個体の殺処分

捕獲個体を致死させる場合は、捕獲個体に不要なストレスを与えないよう、アニマルウェルフェアの考え方に留意し、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない、社会的に容認されている通常の方法によることとする。

殺処分の方法は、捕獲個体の状況等によって適切な方法が異なることから、必要に応じて適した方法を検討するよう周知する（「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針」（第2版）参照）。

また、殺処分の方法にはそれぞれ特徴があり、適切な殺処分を実施するためには、それぞれの方法について十分な知識の習得や技術のトレーニングが必要となり、不適切な方法で殺処分が実施される場合は、捕獲個体に不要なストレスを与えることになるため、十分な検討と事前の準備が必要となる。

（打越委員からいただいたご意見を反映いたしました。）

(2) 捕獲個体の活用

ニホンジカやイノシシ等の大幅な個体数調整を必要とし、食肉の食品利用が管理捕獲を進める動機づけ獣種の捕獲物等については、食肉やペットフード等の利用率の増加に取り組むことにより、残渣の減少を図る。

(3) 残渣の処理

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう周知する。

豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

なお、埋設処理する場合において、埋設により生活環境の保護上支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 19 条の 4 の規定による措置命令の対象となるため、生活環境に影響を与えないよう十分に配慮する。

第 8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(3) 捕獲者の育成及び確保のための対策

野生鳥獣の保護管理の欠くことのできない担い手である狩猟者の高齢化及び減少が著しいことから、（一社）長野県猟友会と協力し、高度な捕獲技術を有した者の確保及び育成を図るための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

目標

長野県認定管理捕獲技術者の育成（高度な捕獲技術を有する者） 15 人

狩猟者の確保 3,900 人

第 9 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

(3) 市街地等に出没する鳥獣への対応

今後の人口縮小社会の到来を見据え、野生鳥獣と人間社会との境界のあり方について、ツキノワグマ等の大型獣の人里への移動経路となりやすい河畔林、段丘林等の環境整備対策を進める一方で、ツキノワグマの主要棲息地及びその周辺においては、生息に適した多様性のある森林構成や緑の回廊に留意した森林環境の整備に

努める。

3 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等関係機関との連絡体制を整備する。

また、関係する機関等に加え、地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス感染監視実施要領（平成 23 年 11 月 30 日）」及び「長野県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル（平成 18 年 12 月 28 日施行長野県衛生部・農政部）」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、県は鳥獣に関する専門的な知見をもって、地域住民に対して高病原性鳥インフルエンザ等と野鳥との関わりや野鳥との接し方等について適切な理解を促し等、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）

令和元年（2019）年 7 月に野生イノシシへの豚熱（CSF）感染が木曽地域で確認されて以降、県内の野生イノシシにおける豚熱感染が継続して確認されていることから、家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに、関係省庁、周辺都府県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含む捕獲強化等の対策を一層推進することにより、感染収束に努める。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、アジア地域で広く感染が拡大しており、国内への侵入リスクが高まっていることから、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。

(3) その他感染症

その他感染症については、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感

染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症やウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。

また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、家畜衛生部局等との情報共有に努める。

(福江委員からいただいたご意見を反映いたしました)